

参考：運営規程の記載例について

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の 3 に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーター、相談対応その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ及び対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、障害者等の状態変化、介護者の急病等の緊急時に受け入れ及び対応をする機能

(3) 体験の機会及び場の提供

地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い障害が重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

※各事業所の実態に応じて、(1)～(5)のうち実際に担う機能を記載してください。